

「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

『「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託仕様書』(以下「仕様書」という。)の
とおり。

2. 事業の概要

- (1) 事業名:「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託
- (2) 事業目的および事業内容:別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間:契約締結日から令和8年2月27日まで
- (4) 予定価格:2,900,000円(消費税および地方消費税10%を含む)

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

① 【営業種目】

大分類:「役務」、中分類:「デザイン」、「イベント」、「広告」のいずれかに登録

② 【地域要件】県内事業者(滋賀県内に本店を有する事業者)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4314

4. スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	令和7年5月14日(水)
参加申込期限、質問受付期限	令和7年5月23日(金)正午まで
質問に対する回答期限	令和7年5月26日(月)を目途に回答
企画提案書受付期限	令和7年5月29日(木)午後5時まで
プロポーザル審査会	令和7年6月4日(水)(予定)

5. 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書（別添 様式 1）を提出すること。

（1）受付期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）正午（必着）

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土曜日・日曜日を除く。ただし最終日 5 月 23 日は正午まで）

（2）提出方法

参加申込書（様式 1）を下記 11 に示す問い合わせ先まで、持参、簡易書留郵便（郵送した旨を、必ず電話により連絡すること）、電子メール（送信後に、必ず電話により到着を確認すること）のいずれかの方法で提出すること。

7. 企画提案書等に関する質問および回答

（1）質問受付期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）正午（必着）

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土曜日・日曜日を除く。ただし最終日 5 月 23 日は正午まで）

（2）質問方法

質問がある場合は、下記 11 に示す問い合わせ先まで質問票（別添 様式 2）を電子メールまたは F A X により提出すること。なお、質問書を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

（3）質問に対する回答

各事業者から受け付けた質問事項とそれらに対する回答を令和 7 年 5 月 26 日（月）目途に、参加申込書提出者全員に電子メールにより送付する。

8. 企画提案書等の提出書類および提出期限等

（1）提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1 者につき 1 提案とする。

① 企画提案書鑑（別添 様式 3）：1 部

所在地住所、事業者名、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書：7 部

○形式・装丁

・企画提案書等の形式は A 4 判（縦書き・横書きは不問）とすること。

- ・材質はすべて紙とし、ホッチキス留めすること。
- ・ページ番号を付与すること。

○記載内容

作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、以下の点について本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

- ・パンフレット作成の提案
- ・ワークショップの提案
- ・インターネット広告等を用いた周知・宣伝方法の提案
- ・事業実施スケジュール
- ・事業を実施する上での実施体制（従事人数や役職等）、役割分担

③ 概算見積書：正本1部、副本6部

概算見積書には、仕様書をもとに、着手から納品に要するすべての経費とその内訳を明記し、あわせて総額の金額を提示すること。

また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。なお、消費税および地方消費税は10%で算出すること。

なお、副本については正本のコピーで構わない。

④ 類似事業の取組実績に係る書類：7部

過去に当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要、実績や成果物がわかる書類

⑤ 次の社会政策面での取り組みを行っている場合はそれを証する書類：各1部

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。

上記が分かるものの写し

・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

- ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。
 - a. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。
 - b. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。

- c. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。
- d. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

- ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。

- a. 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
- b. 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- c. 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- d. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

(2) 提出先

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 子ども未来戦略係
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077-528-3565

(3) 提出期限および提出方法

提出期限：令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時（必着）

提案書受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜日・日曜日を除く）

（2）に示す場所へ持参または郵送で提出すること。郵送による場合は、簡易書留郵便により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9. 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

子ども若者部子ども若者政策・私学振興課が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づき、書類およびプレゼンテーションにて審査し、契約予定者を選定する。

(2) 審査方法

(ア) 書類審査

提出されたすべての提案について、上記 3 に掲げる参加資格について確認を行うとともに、上記 8 に掲げる提出書類の適合について審査を行い、参加資格を有していない場合、また提出を求めたものがすべて指示どおり揃っていない場合は、該当する事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

(イ) プレゼンテーション審査

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による審査を経て契約予定者を選定

する。審査会では、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する。

a. 審査会

当課および関係課において、4名の委員（審査員）をもって設置する。

b. 日時および場所

日時：令和7年6月4日（水）予定 ZOOM開催

※時間、ID、パスワードについては、別途通知する。

c. 評価項目および評価点

審査員1名につき100点の配点（合計400点）として、審査基準（別表）に基づき審査するものとする。

（3） 審査結果

企画提案書等を提出した全員に、審査結果を文書により通知する。

（4） 契約締結

上記審査会において、総合点が最も高かったものを、当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

審査会で選定された契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）に基づき、予定価格の範囲で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書等の内容について一部変更することがある。

10. その他

（1） 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

（2） 次のいずれかに該当した場合は当該企画提案書等の提出について失格とする。

- ・ 提出期限に遅れた場合
- ・ 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ・ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

（3） 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。

（4） 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て各事業者負担とする。

（5） 提出された企画内容については、協議のうえ変更することができるものとする。

（6） 本事業を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守するものとする。

（7） 本事業の遂行上知りえた事項は、他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。

（8） 本事業を遂行するうえで疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

11. 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課子ども未来戦略係

(担当：小寺、田岡)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854

メール kodomo-mirai@pref.shiga.lg.jp

◇（別表）審査基準

項目	審査の視点	評価点
企画内容	①パンフレットの作成について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・各対象者に合わせた、わかりやすいパンフレット作成の提案があるか。 ・各対象者に合わせた、興味・関心を引くパンフレット作成の提案があるか。 ・子どもの意見の反映方法、子どもの作成へのかかわりについて優れた提案があるか。	39
	②ワークショップの開催について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・ワークショップの内容に優れた提案があるか。 ・子どもが意見を出しやすい工夫や環境づくりの提案があるか。 ・募集方法や会場選択、ファシリテーターの選択に優れた提案があるか。	18
	③インターネット広告等を用いた周知・宣伝方法について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。	8
実現可能性	④事業の役割分担を明確にし、効率的かつ確実に遂行できるスケジュール、実施体制となっているか。	10
	⑤類似事業の取組実績があり、期待できるか。	10
価格妥当性	⑥経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか	10
	・予定価格の80%未満 …10点	
	・予定価格の80%以上85%未満 …8点	
	・予定価格の85%以上90%未満 …6点	
	・予定価格の90%以上95%未満 …4点	
	・予定価格の95%以上 …1点	
社会政策面での事業者の取り組み	⑦「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑧高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	⑨「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑩障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。	1
	a.障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。	
	b.障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。	
	c.「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。	
	d.障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
	⑪環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。	
	a.国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証	
	b.一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録	
	c.特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録	
	d.一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
合計		100